

■ 主な関係法律・条例の目的と乱開発抑止活動との関係

| 法律・条例 | 制度の目的 | 乱開発抑止活動との関係 | | 担当窓口 |
|-----------------|--|--|---|---------|
| | | 当該法律・条例等による規制事項 | 乱開発抑止活動における考え方 | |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。 | 農用地区域内の農地は、農用地利用計画において指定された用途以外に供されないようにしなければならない。 | 農用地区域内の土地において、農用地区域から除外する相談や申出があった場合には、農振法を厳格に運用し、農用地区域外の土地へ誘導する。 また、市町が定める農用地区域からの除外の運用方針等に、乱開発の重点抑止エリアに設定した対象行為に係る施設の除外を認めないことなど新たな制限を設ける。 | 市町担当課 |
| 農地法 | 国土の計画的かつ合理的な土地利用の観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りながら、優良農地を確保して、農業生産力を維持するとともに農業経営の安定を図るものである。 | 市街化区域以外の農地を転用する場合は、原則として農地転用許可が必要。 | 農用地区域外の農地において、乱開発の重点抑止エリアに設定した対象行為に係る施設を新設するとして、農地転用の相談があった場合には、重点抑止エリア外の第3種農地や農地以外の土地へ誘導する。(対象行為に係る施設の設置を目的として既に農用地区域から除外された農地を除く。) また、既に違反状態となっている場合は、重点的に是正指導を行う。 | 市町農業委員会 |

| | | | | |
|--|---|--|---|--|
| <p>景観法</p> <p>埼玉県景観条例</p> <p>埼玉県景観計画</p> | <p>我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> | <p>景観計画区域内において、一定の規模を超える建築や物件の堆積などの行為をする場合は、景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザイン、堆積の高さなどについて届出が必要。</p> | <p>一定規模を超える建築物、工作物については、景観形成基準の配慮事項に基づき、外観の色彩やデザインを誘導するとともに、特に外観の色彩については、勧告基準に基づき、彩度等の指導を行う。</p> <p>また、物件の堆積（特定課題対応区域のみ）についても、配慮事項に基づき、人の目線より低く整然と堆積し周辺を植栽等で遮蔽するよう誘導するとともに、勧告基準に基づき、堆積物の高さが3mを超えないよう指導する。</p> | <p>市町担当課</p> |
| <p>屋外広告物法</p> <p>埼玉県屋外広告物条例</p> | <p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。</p> | <p>特定の地域や場所(禁止地域)では、原則として屋外広告物を出すことを禁止。禁止地域以外の地域(許可地域)等では、屋外広告物を出す際に許可が必要。</p> | <p>屋外広告物の禁止地域では、設置されないよう監視を強化するとともに、重点抑止エリア内では、違反広告物に対する是正指導を重点的に行う。</p> | <p>市町村に権限が委譲されている場合：市町担当課</p> <p>市町村に権限が委譲されていない場合：県土整備事務所管理担当</p> |

| | | | | |
|-----------------------|--|---|---|--|
| 都市計画法 | 都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 市街化調整区域において、主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合は、規模にかかわらず原則として開発許可が必要。 | 開発許可の相談あるいは申請があった場合には、都市計画法を厳格に運用する。 また、資材置場等において、適正な手続きを経ることなく建築物が設置されないよう、パトロールの強化を図るとともに、既に違反状態となっている場合は、重点的に是正指導を行う。 | 法律で権限を有する市：市担当課 市町村に権限が移譲されている場合：市町担当課 市町村に権限が移譲されていない場合：川越建築安全センター東松山駐在 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 | 産業廃棄物の収集運搬や処分を業で行おうとする者、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、知事の許可が必要。 また、産業廃棄物を保管するときは、保管基準が適用される。 | 不法投棄等の監視を強化するとともに、既に違反状態となっている場合は、重点的に是正指導を行う。 | 一般廃棄物：市町担当課 産業廃棄物：県環境管理事務所廃棄物残土対策担当、産業廃棄物指導課 |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法） | 宅地造成、特定盛土等又は土砂の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする。 | 盛土で高さ1m超の崖を生じる、切土で高さ2m超の崖を生じる、切土と盛土を同時に行い高さ2m超の崖を生じる、盛土で高さ2m超となる、盛土又は切土する前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分の面積が500㎡超に該当する場合、一部例外を除き許可が | 許可が必要な規模の盛土等の相談があった場合には、盛土規制法を厳格に運用する。 また、適正な手続きを経ることなく盛土等が行われないうよう、パトロールの強化を図るとともに、既に違反状態となっている場合は、重点的に是正指導を行う。 | 県環境管理事務所 廃棄物残土対策担当 |

| | | | | |
|---------------------------|---|--|--|---|
| | | 必要。 | | |
| 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例 | 土砂の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、土砂の堆積による土壌の汚染を防止し、もって県民の生活環境の保全に寄与する事を目的とする。 | 県内で 3,000 m ² 以上の面積に土砂を堆積する場合には届出が必要。 | 届出が必要な規模の土砂の堆積の相談があった場合には、埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例を厳格に運用する。 また、適正な手続きを経ることなく土砂の堆積が行われないよう、パトロールの強化を図るとともに、既に違反状態となっている場合は、重点的に是正指導を行う。 | 県環境管理事務所 廃棄物残土対策担当 市町の条例等を定めていれば市町担当課 |